

**「危険物の取扱いに係る業務の規程の審査要領」の一部改正案に関する
意見公募の結果について**

令和4年12月

＜問い合わせ先＞
航空局安全部安全政策課
（内線50124）
TEL: 03-5253-8111（代表）

国土交通省では、「危険物の取扱いに係る業務の規程の審査要領」の一部改正に関する意見募集を実施し、広く国民の皆様からご意見の募集を行いました。その結果、募集期間において、当該改正案に対して1件のご意見が寄せられました。

ご意見に対する当省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告します。

今回ご意見をお寄せいただきました皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**「危険物の取扱いに係る業務の規程の審査要領」の一部改正に対するご意見(概要)と
国土交通省の考え方**

	ご意見概要	国土交通省の考え方
1	水中ライトが熱源というのは、ハロゲンバルブやHIDなど一昔前の製品だと思います 最近のLEDタイプは陸上使用可能でないものはほとんどありません モバイルリチウムバッテリーの持ち込みができるくらいなら、水中ライトの方が安全です メーカーに使用時の熱量揭示を要望する、あるいは航空危険物に該当しない認証マークなどを新設して、正しく運用する方が遥かに効果あると思います 羽田や成田、那覇では何も言われた事のない指摘を宮古で受けました 意味なく電池を取り外しましたが、そもそも熱源になるほどの光量はありません	本審査要領は、危険物の安全な航空輸送の確保のために、本邦航空運送事業者が危険物の取扱いに係る業務の規程に定めなければならない内容を規定したものですので、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。